

- 5
- 本業の成績により館主側にて金一封贈るものとす
- 5、毒館従業員を増員す（説明一名。技師一名。）
 - 6、本争議に犠牲者を出さず
 - 7、本争議費用並争議休業の費用は一切支給せず
 - 8、右條件は三館共通とす
- 調停者より別に五拾圓を争議費用として贈呈せり

報告第六二七號

下駄製鐵廠人の労働争議

發生 昭和十二年五月九日
解決 同 年五月十日